

令和元年度 第1回吹田市公共施設等への能勢町産等木材利用推進検討会議
議事要旨

1 日時 令和元年(2019年)6月5日(水) 18:00~20:00

2 場所 吹田市役所 低層棟3階 研修室

3 次第

- (1) 木材利用検討会議について
- (2) 木造建築の現状(法令等による制限)
- (3) 本市及び近隣市における府内産材活用木造施設について
- (4) 能勢町産材の流通及び調達について
- (5) 能勢町の森林資源の年間蓄積量について
- (6) 北千里小学校跡地複合施設について
- (7) 北部消防庁舎等複合施設について
- (8) ガイドライン策定上の課題について

4 出席者

<出席委員>

五十田博	委員	畑中直樹	委員	花崎由泰	委員
津本裕二	委員	前田博之	委員		

<欠席委員>

無し

<吹田市公共施設等への能勢町産等木材利用推進検討会議設置要領第6条に基づく出席者>

【オブザーバー】

環境省近畿地方環境事務所 環境対策課 北村遼太郎主査

【関係室課】

村山竜一消防本部総務予防室参事、細木俊宏消防本部総務予防室主幹、
曾谷俊弘まなびの支援課長代理

<委員随員>

大阪府森林組合豊能支店 牧野淳支店長代理(花崎委員随員)

<事務局>

平野和男環境政策室長、楠本直樹環境政策室参事、丸谷友孝環境政策室主幹、
八木春樹環境政策室主任、(株)内藤建築事務所 7名、(一財)大阪府みどり公社 3名

<傍聴者> 0名

5 議事内容

－開会－

事務局挨拶

委員長、副委員長、委員紹介

オブザーバー、関係室課職員紹介

○議題1 木材利用検討会議について

事務局より、資料1及び参考資料1～2, 4に基づき説明を行った。

- (1) 今回のガイドラインでは実際に2つの建物がモデルケースとして検討されているが、どのように木材利用が可能か具体的に検討し、検討内容をガイドラインに反映することで、実際の施設に利用可能なガイドラインとする。
- (2) 吹田市木材利用基本方針が制定するに至った経緯は、平成28年度～30年度の3年間かけて、能勢町と共に環境省の公募事業「地域循環共生圏」事業に参画し、里山の資源活用について検討を重ねていく中で能勢町産木材を使用する方向性になったため、そのベースとして方針を作成することになった。

○議題2 木造建築の現状（法令等による制限）

事務局より、資料2に基づき説明を行った。

- (1) 耐火認定を取ることで14階建てが可能となったのは、2015年でなく2000年である。
(個別認定は2015年)
- (2) 2019年7月以降は、法令改正により木造で建築可能な建物が増える。
世界的な動きであるが、資源循環材料の木材を有効利用しようという観点から、法令を変えて木造の施設を作れる範囲を増やそうということである。

○議題3 本市及び近隣市における府内産材活用木造施設について

事務局より、資料3に基づき説明を行った。

- (1) 木造化、木質化する場合、必要な木材調達が出来ない場合があるため、どの程度の規模の建物に、どの程度の木材を利用するかをガイドライン策定の目安とするため、府内産材活用木造施設の床面積・木材使用量・事業費の整理を行う。
- (2) あまり特殊なことをしなければ、木造でもコストが変わらないか少し高いくらいだが、特殊なことをすると高くなる。
- (3) 本事例紹介は特に木に思い入れがあって木造にしたケースでないという点が、良い視点で事例を選んでいる。お得だからというのが、普及してきたときに大事である。

○議題4 能勢町産材の流通及び調達について

A委員より、資料4に基づき説明が行われた。

- (1) 吹田市では木造化ではなく木質化が主となるが、不燃処理等を行う際は辺材のみの使用となる。この場合残った芯材の処理が問題となる。豊中市立文化芸術センターの事例では、残った芯材は工務店等に構造材として出荷することで何とか処理できた状況であり、こういった点にも留意する必要がある。
- (2) 大阪府森林組合では、能勢産材の木材出荷に国（林野庁）及び大阪府の造林補助金を利用している。間伐材では採算が合わないため、造林補助金なしでの伐採は難しい状況である。
- (3) 数千㎡規模の建物を木質化、木造化する場合、木材需要量が数百㎡必要となるため、現在の供給量では、材料調達に限りがある。そういった点を踏まえてガイドライン策定に当たっては、議論していく必要がある。

○議題5 能勢町の森林資源の年間蓄積量について

B委員より、資料5に基づき説明が行われた。

- (1) 現在、能勢町森林の樹齢は40～50年程度であり、木材利用期にきている。
- (2) 現在の年間蓄積量と年間生産量を比較すると10倍程度利用可能であるので、まだまだたくさん使える状況にある。

○議題6 北千里小学校跡地複合施設について

まなびの支援課より、資料6及び参考資料3に基づき説明が行われた。

- (1) 建物規模は延床面積2,700㎡を計画しているが、多賀町の中央公民館（約2,600㎡）の事例では木材使用量が約500㎡なので、同等の量を使用する場合、能勢町産材だけで賄うのは難しく、他から持ってくる必要がある。規模や使用量とのバランスから言うとこれから準備する必要がある。
- (2) 今後ワークショップを開催し、建物規模やゾーニングを計画していく。

○議題7 北部消防庁舎等複合施設について

消防本部総務予防室より、資料7に基づき説明が行われた。

- (1) 建築基準法の改正によって高層木造建築物事例も増えてきており木造とすることが不可能ではない。木造化が出来ない場合でも木質化の方向で進めていく。
- (2) 木材供給量については、北千里小学校跡地複合施設と同じく、供給量に限りがあるため、どの部分にどの程度の木材を利用するのか、情報共有を行う必要がある。

○議題8 ガイドライン策定上の課題について

事務局より、資料8に基づき説明を行った。

- (1) ガイドラインには、なぜ木材（能勢町産材等）を使わないといけないのかという理由

を、最初に記載する必要がある。

- (2) 現在の能勢町産木材の樹齢等の現在の状況や森林環境譲与税等の前提条件も記載する必要がある。
- (3) 本来であれば、建築関係部署も何らかの形でこの検討会議に入ることが望ましい。
- (4) 建築関係法令は日々状況が変化していくため、ガイドライン策定の3年間の間にも変わってくることもある。どのように更新していくかも考える必要がある。
- (5) ガイドラインの運用方法も課題である。市としては、環境基本計画の中に地域材使用量を指標の1つとして盛り込む予定であるが、それで十分かどうかは議論の必要がある。

○全体について

- (1) 木材利用する際に一番重要となるのは、流通である。
- (2) 能勢町の山は私有林であり、所有者不明の山林を伐採した際にどのように証明するのかが課題となる。そういった部分をガイドライン書くのはかなり大変なところがある。
- (3) 現在の木材出荷量と吹田市の木材使用量の関係及び森林経営計画での伐採量を合わせて検討しておかないと、必要な木材が確保出来ない可能性がある。

○次回の検討会議開催は、8月頃を予定。